

Title	Russell Meiggs and David Lewis(ed.), A selection of Greek historical inscriptions to the end of the fifth century B.C.
Sub Title	
Author	真下, 英信(Mashimo, Hidenobu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.4 (1970. 3) ,p.121(487)- 125(491)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700300-0121">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700300-0121</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 批評と紹介

Russell Meiggs and David Lewis(ed.),  
A Selection of Greek Historical In-  
scriptions to the End of the Fifth  
Century B. C.,

Oxford, Clarendon Press, 1969, pp. 307, £ 3.5.

真下英信

古代史の研究、就中ギリシア史研究に於いてはその特殊な事情に依りとりわけ碑文が大きな役割りを占めている事実は IG を初めとし幾多の碑文集が作成され、Hesperia, BCH 等の雑誌に毎年夥しい碑文研究が発表されている点から明白である。碑文研究は単なる Hilfswissenschaft に過ぎないとする一九世紀的な見解が誤謬である事は Bengtson (Einführung in die Alte Geschichte. 5. Aufl. 1965. S. 124) の指摘する通りであり、むしろそれは正当に学問としての位置が与えられ同時に歴史学の基本的な研究分野として認められなければならないのである。実際我々は碑文からのみ知られる多くの史実を持っている。一例を挙げればギリシア世界に物質的並びに精神的に多大の変化をもたらしたデロス同盟の研究、特にその政治経済面の究明に極めて重要である貢税表の研究は所謂文献史料に依るのでなく殆んど碑文に基づ

いて行なわれているのが現状である。加うるに碑文はギリシアの社会経済史的方面のみならず宗教的な内面ひいては墓碑文に見られる如くギリシア人のエートスを知る上にも貴重な史料であり、我々の歴史の把握を深化拡大させる為に重要な礎石を提供するものである故に従来より碑文をマスターするのがギリシア史研究の不可欠な条件とされてきたのである。

這般の歴史的背景に由り是迄に基本的なしかしすこぶる重要なギリシア碑文研究の入門書として、G. Klaffenbach; Griechische Epigraphik. 2ed. 1966. A. W. Woodhead; The Study of Greek Inscriptions. 1959. rep. 1967. M. N. Tod; A Selection of Greek Historical Inscriptions. 2ed. 1933f 等が利用されて来た。

此等の中で Tod の本は種々の碑文に歴史のみならず碑文的な注釈が加えられており碑文に関心を持つ人のみかギリシア史を学ぼうとする者にも秀れたすこぶる便利な入門書として多年にわたり利用されて来たが長らく絶版状態にあり入手不可能となつてゐる。Meiggs と Lewis の編纂に成る本書(以下 ML と記す)はその題名から直ちに推測される如く Tod の後を継ぐものとして此の度ようやく出版されたのである。こうした本書の由来に因み、まず初めに Tod との異同を見つつ本書の特徴を述べながら紹介するのが妥当であろう。

まず一見してみるに、碑文所収の形態は Tod を踏襲していながらも当然の事ながら Themistocles 法令等 Tod の本が出版さ

れて以来発見された碑文がかなり所収されている点が目につく。全所収九五碑文の内十六碑文はこうした新発見の碑文であり此等を含め新たに本書に収められた碑文数は二三に及んでいる。他方 Tod の一部の碑文は切捨てられている。又 Tod と同一碑文でも例えば 45 の Coinage Decree (数字は ML の碑文番号。以下同様) の如く ML では最近の研究成果を取入れてかなり重要な点で Tod の年代や碑文修復との差異が見つけられる。ところで初期の碑文ではその年代決定が大きな問題となるが ML はこの点凡て Tod と同様、字体に依る年代決定に従っており、最近の Mattingly の字体による年代決定に対する一連の反論には反対する立場を取っている。なおこの年代決定に関する基本的な問題点については Merritt, Wade = Gery 論文 (JHS. 1962-3) Meiggs 論文 (JHS. 1966, p. 86-98) 及び Mattingly 論文 (Historia 1961, p. 148f.) を参照された。

次に碑文修復に関して言えば、かなり Tod と異なる方針が打出されている。Tod は欠損部分を自己の見解に立ち出来るだけ修復しているが ML は反対に余り修復を試みずむしろ余白のままにしておいている。例えば 14 (II) 「括弧内の数字は Tod の碑文番号。以下同様」の Salamis 法令及び 47 のコロポン法令等にてこの傾向が明示されている。しかしながら他方 Tod では余り考慮されていなかった修復に関する異説の記述の為にかなりのスペースを割いており関連のある研究論文も Tod より遥かに詳細に掲載している。無論本書の一面入門的性格故に必ずしもこの点網羅

的ではないが基本的文献は大旨掲載されており、特に A. H. U. 以後の研究が豊富に記載される故最近における研究状況を知る上に Bengtson の Staatsverträge と並んですこぶる有益かつ不可欠な書となっている。

ところで碑文の「筆写」に於いては Tod との大差が見られる。Tod は碑文を写すに当りいわば epigraphic ではなく literary な方法を取っていた。すなわち、碑文に Attic Alphabet と Boeotian と記されている場合 Bouky とする如く Ionic Alphabet に音写する方法を採用していた。斯様な Tod の方法は碑文学的に見て多くの曖昧な点を引起すものとして碑文学の立場から非難されて来た (Woodhead, op. cit. p. 20-21; Peek, apud Frohl, Elemente der Griechische Epigraphik. 1966 p. 4)。本書は此の Tod の方法を採用せずに碑文を重視し epigraphic な書方をしている。此の点改良されたとも言えるが例えば前五世紀前半の碑文を読む為に必要な Attic Alphabet の知識を余り持たない初学者にはかなりの努力が要求される結果となり、Tod よりかえって読みにくくなっている。しかし少なくとも前五世紀アテナイの歴史を研究する以上は当然 Attic Alphabet をマスターせねばならぬのだからこうした不満の表明は正鵠を得ていないかもしれない。

又巻末のアテナイのアルコン表にも多少の変化が見られ、Tod にあった他の史料集との参照リストは省略されている。他方 Index I-III の形態は Tod と同一だが内容は全く書改められており

III についていえば Tod はもっぱら史料中の technical term 中心であったのに対して ML では政治経済軍事宗教的な term 中心のリストとなっておりスペースは幾分縮小されている。

次に各々の碑文の内容に言及したいが何分にも所収碑文は極めて多岐に渡るので個々の点については各読者の判断に委ねる事にしてここではもっぱら評者の主観的な関心に従って幾つかの碑文を取上げることとする。

④ 5 The foundation of Cyrene.

有名な Cyrene 市設立に関する法令を伝える前四世紀頃と考えられる碑文である。従来本碑文中にある所謂 *ὑπόκοιν* は偽造と見做されていたが最近殆ど同時に Graham, JHS LXXX (1960) 94f. 及び Jeffery, Historia X (1961) 139f. に依り碑文の内容の背後には史実が認められるとする説が提出された。信憑性に関して ML は „it is not unsafe to assume that we have before us genuine elements of what was said and done in seventh-century Thera.” (p. 9) と述べているがこれは上述二人の肯定説に傾むいていることを示すものと取れよう。

⑤ 23 The Decree of Themistocles.

近年発見された本碑文については多くの論争がなされているが ML はこの法令の信憑性に関して、二つの極端な説すなわち前五世紀史料の複写と見る説も単に偽造されたとする説と同様誤りであるとしている。この事は ML が信憑性を認めていることを示していると言え、この点を二三の問題に関連して論証している。な

お本碑文には馬場氏の邦訳があるのでそれを参照されたい。(世界の戦史、vol. 2 p. 115-116)

⑥ 14 (11) Athenian Decree Concerning Salamis.

所謂サラミス法令は修復に関連して種々の議論の存する碑文である。特に 1.1 の後半部分を *Ἀθεωτατος, κλειρόκοπος, οἰκόντας* の何れとするかで碑文の性格が大きく変わるが ML は此等何れも可能としながらも Tod と同様に *κλειρόκοπος* が最適とし、その間接的な証明として Schol. Pindar. Nem. II 19 及び IG II<sup>2</sup>30 を示している。年代に関しては文体より決定する以外にないわけであるが Tod が前六世紀末としているのに対して ML は前五二〇〜四八〇とかかなりの幅を持たせている。しかしやはり Tod と同様クレイステネスの改革直後で、前五〇六年より前とみるのが最適としている。なお従来この碑文には *Bouly* なる語が欠如しているものとみなされていたが 1.12 に於て ML は [ἐπι] τῆς β[ο]λέης と修復したことは注目に値する。

⑦ 45 (67) Coinage Decree

本法令についてはその年代に関して多くの異説があるが ML はかなり詳細に研究史をかえりみながら最近の研究成果を考慮して年代を Tod の前 ca. 四二三よりむしろ前四五〇〜四四六年の方がより妥当としている。修復は大体 ATL に従っている。なお新旧の交換率は 3% [... τρεῖς] δραχμῶν ἀπὸ τῆς μν[ᾶς] としている。

⑧ 49 (44) Athenian Colony at Brea.

前五世紀アテナイは種々の形態を持った多くの植民市を設立したことは文献史料からかなり知られているが実際に如何なる風に

植民が行なわれたかは全く不明である。Brea の場合はこれとは反対に偶々碑文が発見されたことにより詳細に植民法令を知ることが出来、ギリシアの植民市の性格を知る上に極めて貴重な史料となっているが Brea の地理上の位置は不詳である。Brea の位置については、ML は最近の Woodhead の *Therme u Strepsa* の間に置く説を退け ATL と同様いわば伝統的とも言える *Plutarch* に述べられているビザルタイ族中への植民と同一視し、その証拠として *Argilos* の貢税表に見られる貢税減少を挙げている。Brea 設立後の歴史については、前四三七／六年軍事的により価値ある *Amphipolis* が作られた時放棄されたとしている。なお本碑文には村川氏の邦訳がある（世界歴史事典 vol. 24, p. 69-70）。

② 52 (42) Athenian relations with Chalkis.

本碑文の保存状態は可なり良好で、又文献史料からも良く知られているカルキスの反乱後、アテナイとカルキスの間に締結された条約であるが不明な点も存在する。特に 1. 52-7 の *τὸς καέινος* の解釈については異説のある所だが ML は Tod p. 86 の訳が正しいとしている。しかし ATL III, p. 295-7 の *καέινος* をアテナイのクレールーコイとする見解には、アテナイの法令がアテナイ人を「*καέινος*」と呼んだとは考えられないとして反対を表明している。又 1. 71 の *εὐθύνος* は一般用例たる役人退役後の監査

ではなく通例の罰則を示すものとされている。

以上誠に不十分ながら本碑文の一部を紹介してみたが、この種の研究書を僅かの紙面で扱うことは全く不可能である。とまれ最近の研究成果を豊富に取入れた本書は碑文に関心のある人のみならずギリシア史の研究を志す人全てが座右の本とせねばならぬ重要研究書である事は疑いない。ぜひ同様の諸氏の一読を望みたい。

最後に本書に新たに所収された碑文名及びその番号を記して置こう。

- 1 'Nestor's Cup': 750-700B. C.
- 2 Law on the Constitution: Dreros, 650B. C.
- 3 Glaukos Friend of Archilochos: 625-600B. C.
- 4 Cenotaph of a Corcyraean Proxenos: (?) 625-600B. C.
- 5 The Foundation of Cyrene: late seventh century B. C.
- 6 The Athenian Archon-List.
- 9 Aristis, Son of Pheidon at Nemea: c. 560B. C.
- 10 Treaty between Sybaris and the Serdaioi: (?) 550-525B. C.
- 13 A Lokrian Community settles New Territory: (?) 525-500B. C.

- 22 A Spartan Dedication: (?) 490-480B. C.
- 23 The Decree of Themistocles: 480B. C.
- 26 Athenian Epigrams on the Persian Wars.
- 34 Samians fight in Egypt: 460-454B. C.
- 46 Tightening-up of Tribute Payment: (?) 447B. C.
- 47 Athenian Treaty with Kolophon: (?) 447-6B. C.
- 53 Accounts of Nemesis of Rhamnous: c. 450-440B. C.
- 56 Athenian Treaty with Samos: 439-8B. C.
- 68 Appointment of Tribute Collectors: 426B. C.
- 70 Athens honours Herakleides of Klazomenai: 424-3  
B. C.
- 75 Athenian Tribute quota-list: (?) 418-17B. C.
- 80 An Oligarchic Decree: 411B. C.
- 83 Rewards for Informers at Thasos: (?) 411-409B. C.
- 92 Athens and Carthage: 406B. C.